

地区のまちづくり

地区のまちづくりを推進するため、地区住民が主体となって、地区内の土地利用等に関する計画及び基準等を定めるものです。

地区住民は、「地区まちづくり協議会」を設立し、市長の認定を受けます。

(条例第14条, 施行規則第4条 - 第6条)

地区まちづくり協議会は、市の支援を受けながら、地区まちづくり計画の素案を作成します。

(条例第14条第3項, 施行規則第7条, 支援に関する要綱)

地区まちづくり協議会は、地区住民の賛同を集め、作成した地区まちづくり計画の素案を市長に提案します。

(条例第15条, 施行規則第8条)

市では、住民やまちづくり委員会の意見を聴く等所定の手続きを経て、市の「地区まちづくり計画」として公定化します。

(条例第16条 - 第19条)

地区内のすべての開発や建築等は、この計画が基準となり行われます。

(条例第6条第2号)

地区住民は、地区まちづくり協議会を設立することを目的として、「地区まちづくり準備会」を組織することができます。

(条例第21条第1項)

市は、一定の要件を満たした地区まちづくり準備会の活動を支援します。

(条例第21条第2項, 施行規則第11条・第12条, 支援に関する要綱)